子育て支援に係る各種制度について【教育委員会版】

R2.4

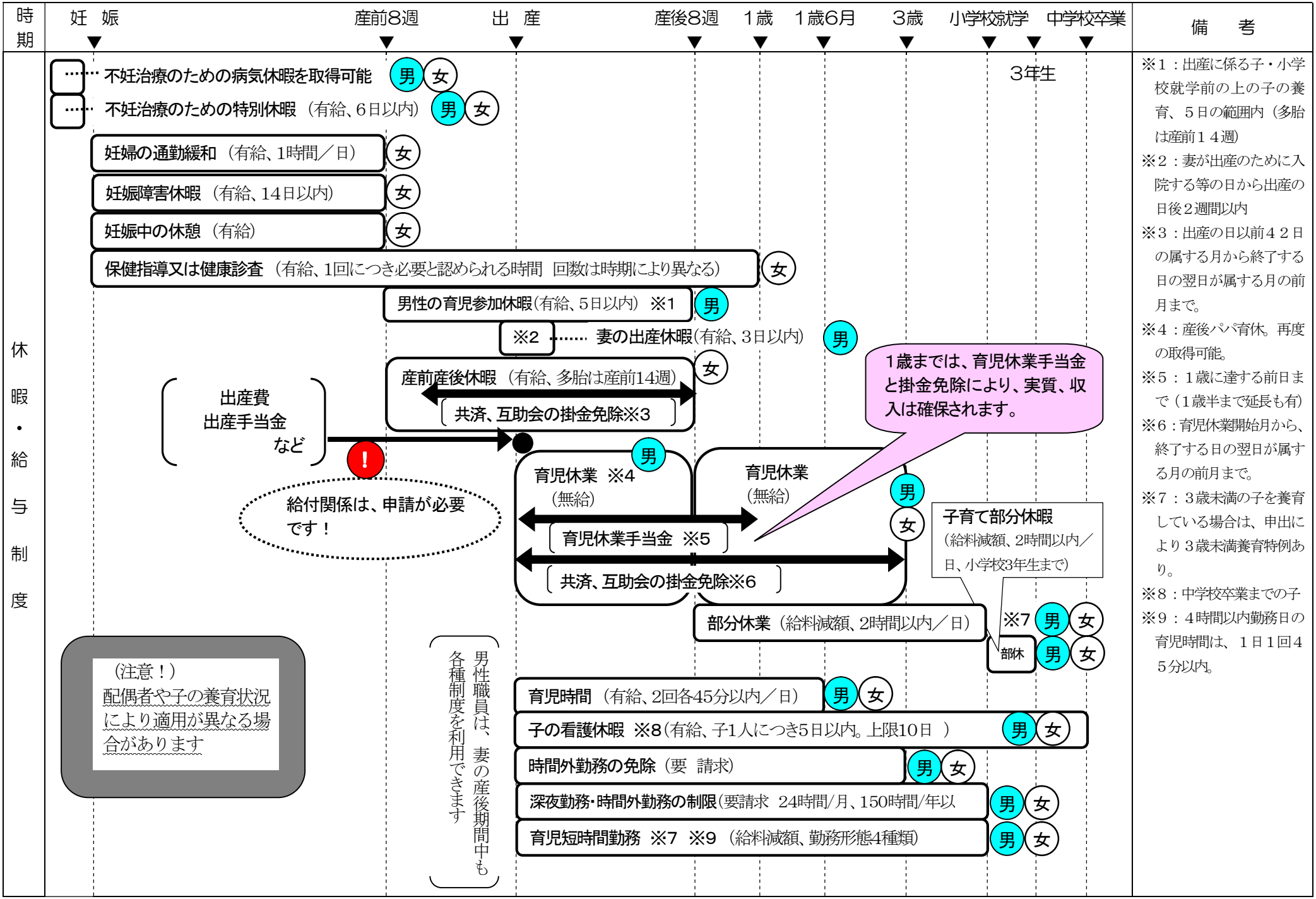

備　考

※1：出産に係る子・小学校就学前の上の子の養育、５日の範囲内（多胎は産前１４週）

※2：妻が出産のために入院する等の日から出産の日後２週間以内

※3：出産の日以前４２日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月まで。

※4：産後パパ育休。再度の取得可能。

※5：１歳に達する前日まで（1歳半まで延長も有）

※6：育児休業開始月から、終了する日の翌日が属する月の前月まで。

※7：３歳未満の子を養育している場合は、申出により３歳未満養育特例あり。

※8：中学校卒業までの子

※9：４時間以内勤務日の育児時間は、１日１回４５分以内。